

令和 6 年

告示第 87 号

北秋田市果樹木伐採補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣を誘引する樹木の伐採を行うことにより、北秋田市鳥獣被害防止計画において指定された有害鳥獣による人身被害の未然防止を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

（補助金額及び補助対象経費）

第 2 条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、補助金額、補助対象経費は次に掲げるとおりとする。

（１）幹回り（ヒザ高程度） 30 cm 以上 60 cm 未満 3,100 円

（２）幹回り（ヒザ高程度） 60 cm 以上 90 cm 未満 7,800 円

（３）幹回り（ヒザ高程度） 90 cm 以上 14,700 円

（４）地形条件により高所作業車等を使用せざる得ない場合に限り、高所作業車等使用に要する経費の半分の補助できるものとし 50,000 円を上限とする。

（補助対象者）

第 3 条 補助事業の対象者は、伐採する樹木の所有者、個人及び団体とする。

（補助金の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（１）位置図等

（２）現況写真（全景及び幹回りを計測した写真）

（３）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付が適正と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）、補助金を交付しないことと決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、前条の規定による交付の決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める日までに補助金交付取下げ届（様式第4号）により、申請の取下げをすることができる。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該申請に係る補助金の決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は補助金交付決定者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認められるとき。

（2）この要綱に定める規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しは、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、事業終了後、速やかに実績報告書（様式第6号）に、下記に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1）伐採後の写真（全景及び切株の幹回りを計測した写真）

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金の実績について検査を行い、その結果が補助金交付決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第7号）を交付しなければならない。

2 市長は、補助金確定額を第5条の規定により交付決定した補助金の額よりも減少したときは、補助金交付決定額変更兼確定通知書（様式第8号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 申請者は、前条の規定による補助金交付額の確定通知を受けたときは、市の指定する請求書（様式第9号）により補助金を請求できるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、補助金交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。